

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆「数億円当選した」はずが5万円の支払いに?!
- ◆「フリマアプリ」のトラブルに注意
- ◆知っておこう! 消費生活知識 ～「契約」って何?～
- ◆宮城県消費生活サポーターになりませんか?



### 「数億円当選した」はずが5万円の支払いに?!



©KANAGAWA2016

申し込んだ覚えはないのに、数億円当選したとのメールがスマートフォンに何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思い返信した。当選金を受け取るには登録料1万円が必要と言われ、指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料等の名目で請求があり、合計で5万円ほど支払ってしまった。返金してほしい。

### ★アドバイス★

- 「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールやSMS（電話番号を用いたメール）が届いても、絶対に開かず、すぐに削除してください。
- 安易に連絡をしてしまうと、金銭を要求されたり、個人情報を読み出されたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。
- 不安を感じたときや困ったときは、早めにお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



消費者庁イラスト集より



©宮城県・旭プロダクション

### ★188 (いやや!) 泣き寝入り 消費者ホットライン★

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。  
1人で悩まず相談しましょう!



## 「フリマアプリ」のトラブルに注意

「フリマアプリ」は、オンライン上で実際の「フリーマーケット」のように出品、購入ができるアプリケーションです。手軽に利用できる一方、トラブルも報告されています。



### 事例

フリマアプリで「新品で未使用」と紹介されていたブランドバッグを購入した。だが、届いたバッグをみると偽物のようで、ボールペンの落書きもあり、新品でもなかった。売主と連絡がつかず、返金されない。

### ★アドバイス★

- フリマアプリでは、金銭や品物のやりとりは、売主と買主の間に運営会社が入り仲介しますが、基本的に個人間の取引となるため、トラブルが発生した場合は、当事者間で解決するのが原則となっています。「自己責任」というリスクを認識して利用する必要があります。
- フリマアプリで取引をする際は、アプリの規約をよく読み、その上で、出品者が設定したルールの確認や商品、送料等についての情報収集をしっかりと行い、トラブルが起こった際のリスクも勘案し、慎重に利用しましょう。



## 知っておこう！消費生活知識 ～「契約」って何？～

### ●契約は法律上の約束

契約とは、法律上の約束のことで、店側の「売る」という意思と、客側の「買う」という意思が合致して合意することで成立します。契約が成立すると、当事者にはお互いに、法律的な義務と権利が発生します。

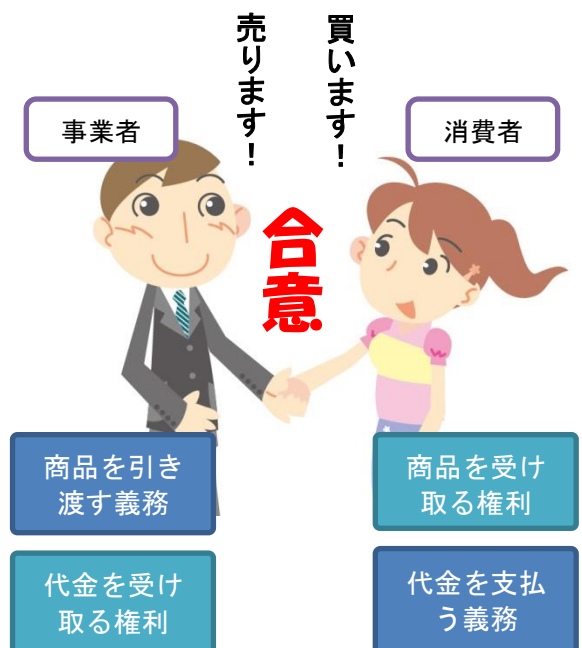
### ●口約束でも契約は成立します

ただし、高額な契約や複雑な契約は後日のトラブルを防ぐために契約書を作成することが一般的です。

### ●契約は守らなくてはなりません

一度契約が成立すると、原則どちらか一方の都合で勝手に契約内容を変更したり、やめたりすることはできません！したがって、お店が返品に応じる義務はありません。契約するときは、よく考えてから行うようにしましょう。

※ 販売方法や内容によっては、解約できることがあります。



事業者との契約で、不安なことや困ったことがあれば、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう！

# 宮城県消費生活サポーターになりませんか？

宮城県では平成28年度に引き続き、身近な地域での消費者教育を担っていただく「消費生活サポーター」を募集しています！

特殊詐欺やインターネット、契約に関するトラブルなど、消費生活に関する問題は日々多様化・複雑化しています。また、高齢化や独居化が進み、被害が深刻化することも予想されます。

そこで県では、**地域に根ざした皆さんの力を求めています！！**一緒に消費者啓発活動などを通して、消費者をトラブルから守りませんか？



## 消費生活サポーターとは？

**身近な地域の消費者トラブルを未然に防ぐために、「自分のできる範囲」で消費者教育の活動を担うボランティアです！**

※任期は3年とします(更新可)。

※ボランティア保険に加入していただきます(加入にかかる経費は県が負担します)。

※その他交通費等、サポーター活動に要する経費は原則サポーターにご負担いただくことになります。

## こんな活動をしています！

### (1) 身近な地域での啓発活動！

- 県消費生活センターで発行しているチラシ等を町内会や地域の集まりで配布する
- 県消費生活センター主催講座でのお手伝いや発表
- 消費者トラブルに遭っていると思われる方がいた場合、消費生活センターに相談するようにアドバイスする

### (2) 地域と行政のパイプ役！

- 身近な地域での消費者トラブルやニーズを消費生活センターへ情報提供する
- 消費生活センターからの最新情報を身近な地域に届ける

### (3) 「自立した消費者」を目指した積極的な学習！

- 消費生活センター等で開催する研修会やイベントへの参加
- 自己学習
- 自主的なサポーター活動の企画



養成講座の様子



街頭啓発の様子

## 皆さんのライフスタイルに合わせた 消費生活の情報発信をお願いします！

消費生活サポーターになるためには・・・

**「消費生活サポーター養成講座」を受講していただきます！**

裏面につづく

# 「消費生活サポーター養成講座」を開催します

消費生活サポーターになっていただく方には、養成講座を受講していただきます。消費生活に関する基礎知識を2日間で学べる内容になっていますので、少しでも消費生活に興味がある方はぜひ受講ください。受講は無料です！

## 講座日程

**お好きな会場で受講ください。全日程10時～16時を予定しています。  
全日程2日間のうち、同一の会場での受講が難しい場合はご相談ください！**

### 石巻会場（県石巻合同庁舎）

1日目 平成29年10月10日（火）  
2日目 平成29年10月17日（火）

### 大崎会場（県大崎合同庁舎）

1日目 平成29年10月11日（水）  
2日目 平成29年10月16日（月）

### 大河原会場（県大河原合同庁舎）

1日目 平成29年10月12日（木）  
2日目 平成29年10月18日（水）

### 仙台会場（漁信基ビル）

1日目 平成29年10月13日（金）  
2日目 平成29年10月19日（木）

## ●対象●

宮城県にお住まいの消費生活や消費者問題に興味のある個人又は団体  
※団体で申し込まれる際は事前にお問い合わせください。

## ●申込み方法●

申込書を消費生活・文化課までご提出ください。  
※申込書は消費生活センターホームページや県消費生活センター、各県民サービスセンターなどで配布しています。

【平成29年10月2日（月）必着】

## お問合せ

宮城県環境生活部消費生活・文化課  
（宮城県消費生活センター）

仙台市青葉区本町3-8-1

TEL：022-211-2524

FAX：022-211-2959



©宮城県・旭プロダクション

## ★相談窓口★

**宮城県消費生活センター ☎022-261-5161**

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

### 【山南圏】

大河原地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0224-52-5700

相談時間 月～金 9時～16時

### 【大崎圏】

北部地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0229-22-5700

相談時間 月～金 9時～16時

### 【栗原圏】

北部地方振興事務所栗原地域事務所  
県民サービスセンター

☎0228-23-5700

相談時間 月～金 9時～16時

### 【石巻圏】

東部地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0225-93-5700

相談時間 月～金 9時～16時

### 【登米圏】

東部地方振興事務所登米地域事務所  
県民サービスセンター

☎0220-22-5700

相談時間 月～金 9時～16時

### 【気仙沼・本吉圏】

気仙沼地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0226-22-7000

相談時間 月～金 9時～16時

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。（詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください）